

第12回 宮田町・若宮町合併協議会 会議次第

平成17年4月21日
宮田町役場102会議室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 事

報告事項

報告第7号 第11回協議会以降の経過について

報告第8号 合併協議会規約に関する協議書の変更について

議 案

議案第5号 平成17年度宮田町・若宮町合併協議会事業計画（案）について

議案第6号 平成17年度宮田町・若宮町合併協議会予算（案）について

協議事項

協議第75号 市章募集及び選定について（協定項目18）

4. その他

5. 閉 会

第 1 2 回

宮田町・若宮町



合 併 協 議 会

協 議 資 料

目 次

報告事項

	ページ
報告第7号 第11回協議会以降の経過について ……………	1
報告第8号 合併協議会規約に関する協議書の変更について ……………	3

議 案

議案第5号 平成17年度宮田町・若宮町合併協議会事業計画(案)について …	5
議案第6号 平成17年度宮田町・若宮町合併協議会予算(案)について ………	7

協議事項

協議第75号 市章募集及び選定について(協定項目18) ……………	9
-----------------------------------	---

報告第7号

第11回協議会以降の経過について

第11回協議会以降の経過を別紙のとおり報告する。

平成17年4月21日提出

宮田町・若宮町合併協議会
会長 渡辺豊利

経過報告

平成16年11月 9日 第11回協議会 (スコーレ若宮)

平成16年11月24日 合併協定書調印式 (マリーホール宮田)

平成16年12月22日 両町議会で合併関連議案可決

平成17年 1月 6日 県知事へ廃置分合申請書提出

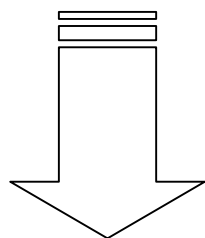
平成17年 2月23日 合併重点支援地域の指定

平成17年 3月28日 県議会で合併議案可決

平成17年 3月28日 県知事より総務大臣への届出

平成17年 4月21日 第12回協議会 (宮田町役場)

平成17年 5月(上旬) 総務省告示(予定)



平成18年 2月11日 「宮若市」誕生(開庁式)

報告第 8 号

宮田町・若宮町合併協議会規約に関する協議書の変更について

宮田町・若宮町合併協議会規約に関する協議書の変更を別紙のとおり報告する。

平成 17 年 4 月 21 日提出

宮田町・若宮町合併協議会
会 長 渡 辺 豊 利

宮田町・若宮町合併協議会規約に関する協議書

宮田町長及び若宮町長（以下「2町の長」という。）は、宮田町・若宮町合併協議会規約（以下「規約」という。）に規定する2町の長が協議して定める事項について、下記のとおり変更したので協議書を取り交わす。

記

1. 規約第6条第1項に規定する会長の選任について
変更なし
2. 規約第7条第1項に規定する副会長について
変更なし
3. 規約第8条第1項第5号に規定する委員について
変更なし
4. 規約第14条に規定する事務局職員について
(旧) 宮田町3名 若宮町2名 臨時職員1名

(新) 宮田町2名 若宮町1名
5. 規約第15条に規定する経費の負担について
変更なし

この協議を証するため本書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を所持する。

平成17年 4月 1日

宮田町長 渡 辺 豊 利

若宮町長 宝 部 義 信

議案第 5 号

平成 1 7 年度宮田町・若宮町合併協議会事業計画（案）について

平成 1 7 年度宮田町・若宮町合併協議会事業計画（案）を別紙のとおり提案する。

平成 1 7 年 4 月 2 1 日提出

宮田町・若宮町合併協議会
会 長 渡 辺 豊 利

平成17年度宮田町・若宮町合併協議会事業計画（案）

- 1．合併に関し必要な事項の協議結果の報告
合併協議会における協議項目について協議結果の報告を行う。
- 2．事務事業現況調査及び調整作業の報告
行政全般にわたる現状把握を行い、比較検討及び課題について報告を行う。
- 3．先進事例等の資料収集及び調査研究
合併に関する事例の情報や資料の収集を行うとともに、先進地の調査研究を行う。
- 4．住民への情報提供
 - (1) 合併協議会だよりの発行
合併協議会での協議内容や合併関係資料などを広く住民に情報提供するため、必要に応じて「協議会だより」を全戸配布する。
 - (2) ホームページの更新
合併協議会でホームページを更新し、広く住民に情報提供を行う。
- 5．その他
国や県等との協議を必要に応じ随時行う。

議案第 6 号

平成 1 7 年度宮田町・若宮町合併協議会予算（案）について

平成 1 7 年度宮田町・若宮町合併協議会予算（案）を別紙のとおり提案する。

平成 1 7 年 4 月 2 1 日提出

宮田町・若宮町合併協議会
会 長 渡 辺 豊 利

平成17年度宮田町・若宮町合併協議会予算(案)

【歳入】

単位:千円

(款)項	目	金額	節	金額	説明
(1)負担金		2,000		2,000	
1負担金		2,000		2,000	
	1負担金	2,000		2,000	宮田町負担金 1,000 若宮町負担金 1,000
(2)繰越金		9,000			
1繰越金		9,000			
	1繰越金	9,000		9,000	9,000
(3)諸収入		1		1	
1諸収入		1		1	
	1諸収入	1	1預金利子	1	預金利子
合計		11,001			

単位:千円

【歳出】

(款)項	目	金額	節	金額	説明
(1)運営費		4,642			
1運営費		4,642			
	1会議費	2,021	1報酬	936	委員報酬
			8報償費	200	謝礼金
			9旅費	498	費用弁償 498
			11需用費	387	消耗品費 120 食糧費 267
	2事務費	2,621	9旅費	292	普通旅費
			11需用費	600	消耗品費 600
			12役務費	484	通信運搬費
			14使用料 及び賃借料	1,245	OA複合機借上料 503 パソコンリース料 612 事務機器借上料 130
(2)事業費		4,578			
1事業費		4,578			
	1事業推進費	4,578	8報償費	400	謝礼金
			11需用費	1,300	消耗品費 1,200 食糧費 100
			13委託料	2,878	ホームページ管理委託料 200 事務事業調査等支援業務委託料 1,158 協議会だより印刷業務委託料 520 合併準備調査委託料 1,000
(3)予備費		1,781			
1予備費		1,781			
	1予備費	1,781		1,781	
合計		11,001			

協議第 7 5 号

市章募集及び選定について（協定項目 1 8）

市章募集及び選定について別紙のとおり提案する。

平成 1 7 年 4 月 2 1 日提出

宮田町・若宮町合併協議会
会 長 渡 辺 豊 利

「宮若市」の市章募集及び選定要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、宮田町、若宮町の両町が平成18年2月11日に合併して誕生する「宮若市」の象徴となる市章を広く募集し、両町合併に対する関心を喚起するとともに、新しいまちづくりの一環として住民意向を反映させた市章選定を行うことを目的とする。

（応募の条件等）

第2条 応募の条件、方法、期間等については次のとおりとする。ただし、応募資格は問わないものとする。

（1）応募方法は、持参又は封書による郵送とする。

（2）応募は、縦横15センチメートルの枠を書いたA4版白色用紙を縦長で使用し、用紙1枚につき1作品とする。

（3）応募の際には、次の内容を記載しなければならない。

ア 新市の市章（作品）

イ 天地表示

ウ デザインの趣旨（100文字以内）

エ 応募者の郵便番号、住所、氏名（ふりがなを付すこと）、電話番号

（4）同一人の応募は何点でも可能とする。

（5）自作の未発表作品であること。

（6）応募期間は、平成17年5月10日から平成17年6月30日までとする。

ただし、封書による応募については、締切日当日の消印のあるものは有効とする。

（7）採用作品に関する著作権等一切の権利は、宮田町・若宮町合併協議会（以下「協議会」という。）及び合併後は宮若市に帰属するものとする。

（8）応募作品は一切返還しない。

（9）応募先は協議会の事務局とする。

（選定結果の公表）

第3条 選定結果等は、協議会のホームページ及び合併協議会だより等で公表する。

（選定委員）

第4条 応募作品の選定にあたり宮若市市章選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。選定委員の構成については協議会会長が別に定める。

（選定方法）

第5条 宮若市市章は、選定委員会において、応募作品の中から市章候補作品として5点以内を選定する。

(作品の決定)

第 6 条 選定委員会において選考した作品の中から合併協議会において決定する。

(選定基準)

第 7 条 宮若市市章は、第 2 条に既定する応募条件を満たす作品の中から、次の選定基準を基に検討し、決定する。

- (1) 新市の名称及びまちづくりの理念にふさわしい「市章」であること。
- (2) 市旗、バッジ、封筒等にも使用できるデザインであること。
- (3) 用紙の地色を含め 4 色以内であること。なおグラデーション(ぼかし、濃淡の段階的な変化)は不可とする。
- (4) 他の市町村章及び他商標と類似しないものであること。

(応募作品の修正)

第 8 条 応募作品は、必要に応じて修正を行うことができるものとする。

(賞の贈呈)

第 9 条 賞の贈呈は、次のとおりとする。

- (1) 最優秀作品賞(採用作品) 1人 「10万円」現金又は商品券
- (2) 優秀作品賞 4人以内 「各1万円」商品券
- (その他)

第 10 条 その他、宮若市の市章の募集及び選考に関し重要な事項については、協議会に諮り決定する。

宮若市市章選定委員会設置規程（案）

（設置）

第1条 宮若市の市章を選定するため、宮若市市章選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 選定委員会は次の各号に掲げる事項について、協議又は調整を行うことを目的とする。

（1）宮若市市章作品の選定

（2）その他、上記選定に関する選定委員会の運営上必要な事項

（構成）

第3条 選定委員会は次に掲げる者をもって構成する。

（1）協議会委員（議会代表） 2人

（2）協議会委員（住民代表） 4人

（3）首長 2人

（4）学識経験者 1人

（組織）

第4条 選定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

（会議）

第5条 選定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は委員の3分の2以上の出席がなければこれを開くことができない。

3 委員長は会議の議長となる。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（報告）

第6条 委員長は選定委員会の審議の経過及び結果について、宮田町・若宮町合併協議会（以下「協議会」という。）の会議に報告するものとする。

（庶務）

第7条 会議の庶務は、協議会の事務局において処理する。

（解散）

第8条 選定委員会は、その目的を達成したときをもって解散する。

（委任）

第9条 この規程に定めるもののほか、選定委員会の運営等に関し必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年 4月21日から施行する。

「宮若市」市章選定関係スケジュール

	宮若市	うきは市	筑前町	福津市	壱岐市
合併日	平成18年2月11日	平成17年3月20日	平成17年3月22日	平成17年1月24日	平成16年3月1日
募集期間	平成17年5月10日～ 6月30日	平成16年9月1日～ 10月31日(2ヶ月間)	平成16年8月5日～ 10月29日(約3ヶ月間)	平成16年8月1日～ 8月31日(1ヶ月間)	平成15年6月1日～ 7月31日(2ヶ月間)
候補作選定	7～8月 市章候補作品5点以内選定 (選定委員会)	11月 市章候補作品5点以内選定 (選定委員会)	町章候補作品5点選定 (選定委員会)	採用候補作品5点以内の選考 (選定委員会)	採用候補作品5点以内の選考 (選定委員会)
採用作品決定	9月 採用作品の決定 (合併協議会)	12月 採用作品の決定 (合併協議会)	採用作品の決定 (選定委員会)	両町3,000名によるアンケート調査後選定委員会で決定	採用作品の決定 (合併協議会)
告示日	「宮若市」で告示	「うきは市」で告示	平成17年3月告示	平成17年1月告示	平成16年3月告示

宮若市の「市章」を募集します

平成18年2月11日に2町が合併して新しい『宮若市』が誕生します。
新市では、将来像として『ひと・みどり・産業が輝く 新たなふるさと』を目指しています。
新しい『宮若市』をイメージして、新市の将来像にふさわしい『市章』を募集します。
ふるってご応募ください。

募集期間 平成17年5月10日(火)～6月30日(木)まで(必着)

応募資格 どなたでも応募できます。

必要事項

1. 新市名称及びまちづくりの理念にふさわしいデザイン。
2. 市旗・バッジ・封筒等にも使用できるデザイン。
3. 用紙の地色を含め4色以内であること。
なお、グラデーション(ぼかし、濃淡の段階的な変化)は不可。
4. 他の市町村章及び他商標と類似しないもの。
5. 自作の未発表の作品で、他に類似するものがないもの。

【懸賞】

最優秀賞(1点)

10万円

(現金又は商品券)

優秀賞(4点)

商品券

応募方法

応募は、縦横15cmの枠を書いたA4版白色用紙を縦長で使用し、枠外に天地を明示してください。
用紙一枚につき1作品とします。

持参又は封書による郵送。(電子メール、ファックスでの応募は不可。)

作品の余白又は裏面に「デザインの趣旨」、「住所」、「氏名(ふりがな)」、「年齢」、「性別」、「職業又は学校名」及び電話番号を記入してください。(記入がない場合は、無効とします。)

郵送の場合は、デザイン部分が折れ曲がらないようにしてください。

応募用紙をコピーして使用していただいても結構です。

応募上の注意

1人何点でも応募できますが、同じ人による同じデザインは1点限りとします。

その他

選考方法は、市章選定委員会で数点を選考し、宮田町・若宮町合併協議会で決定します。

応募された作品に関する一切の権限は宮田町・若宮町合併協議会に帰属します。

選定結果等は、協議会のホームページや合併協議会だよりで公表します。

採用作品の使用にあたっては、作品を修正、変更する場合があります。またモノクロで使用する場合があります。

お問い合わせ・応募先

宮田町・若宮町合併協議会事務局 〒823 0011 宮田町大字宮田29番地1

TEL 0949-32-3232 FAX 0949-32-0701

ホームページ <http://www.miyata-wakamiyagp.jp/>

ホームページで応募用紙を用意しています。

協議会と2町のホームページにアクセスしてください。

宮田町：<http://www.town.miyata.fukuoka.jp/> 若宮町：<http://www.town.wakamiya.fukuoka.jp/>

